

○三芳町建設工事等に係る入札予定価格等の公表要領

平成 10 年 9 月 30 日

告示第 113 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)及び同法施行令(平成 12 年政令第 34 号)に定めるもののほか、町が発注する建設工事の請負契約(建設工事に係る設計、調査及び測量の委託契約及びその他の契約を含む。)に係る入札について、予定価格等を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(公表主体)

第 2 条 入札の公表主体は、入札を実施する課とする。

(入札執行前の公表内容)

第 3 条 入札執行前の公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 入札(予定)年月日
- (2) 工事等の名称
- (3) 工事等の場所
- (4) 予定価格(電子入札方式による一般競争入札は除く。)

(入札執行後の公表内容)

第 4 条 入札執行後の公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 工事等の名称
- (2) 入札年月日、時間及び場所
- (3) 設計額
- (4) 予定価格
- (5) 最低制限価格(設定した場合に限る。)
- (6) 最低制限価格比較価格(設定した場合に限る。)
- (7) 入札経過(全入札業者名及び入札金額)
- (8) 入札結果(落札業者名及び落札金額)

2 前項に掲げる公表については、入札執行後それぞれ速やかに行うものとする。

(公表方法)

第 5 条 入札執行前の公表方法は、一般競争入札にあつてはその公告時に公告文をもって、指名競争入札にあつては当該工事の指名通知時に、指名通知書及び入札予定表(様式第 1 号)をもって公表する。

2 入札執行後の公表方法は、入札執行後速やかに入札結果表(様式第 2 号)をもって公表する。

(入札不調時の取扱い)

第 6 条 入札が不調に終わった場合の入札結果等は、それぞれ次の各号に定めるところにより、公表するものとする。

(1) 再入札に付する場合 再入札執行後の入札結果等の公表時

(2) 随意契約に移行する場合 契約の相手方の決定後(この場合最終の見積結果もあわせて公表するものとする。)

(公表の期間)

第7条 入札(見積)等の公表期間については、その入札が執行された日の属する年度及び翌年度とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成10年10月1日以後の入札から適用する。

附 則(平成12年告示第134号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年告示第41号)

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第73号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第73号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第275号)

この告示は、平成24年12月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

下記のとおり指名競争入札を執行する予定なので、公表します。

記

1	入札予定日	年	月	日
工事等の名称				
工事等の場所				
予定価格		入札書比較価格		

2	入札予定日	年	月	日
工事等の名称				
工事等の場所				
予定価格		入札書比較価格		

3	入札予定日	年	月	日
工事等の名称				
工事等の場所				
予定価格		入札書比較価格		

4	入札予定日	年	月	日
工事等の名称				
工事等の場所				
予定価格		入札書比較価格		

5	入札予定日	年	月	日
工事等の名称				
工事等の場所				
予定価格		入札書比較価格		

6	入札予定日	年	月	日
工事等の名称				
工事等の場所				
予定価格		入札書比較価格		

7	入札予定日	年	月	日
工事等の名称				
工事等の場所				
予定価格		入札書比較価格		

8	入札予定日	年	月	日
工事等の名称				
工事等の場所				
予定価格		入札書比較価格		

様式第2号(第5条関係)

入札結果表

(単位：円)

工事等の名称				
入札日	年 月 日	入札時間		
入札場所				
設計額	予定価格	入札書比較価格	最低制限価格	最低制限価格比較価格
業者名		入札額	備考	
01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
備考				